

「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に対する意見及び個人情報保護委員会の考え方

平成 30 年 5 月 18 日 日本貸金業協会

No.	対象条項	当協会の意見	個人情報保護委員会の考え方
1	第 11 条 1 項 (柱書)	個人情報の保護に関する制度を有している外国は、いつ頃、どのようにして定められ、発表されるのか。随時入れ替わりがある場合、法第 24 条の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として不安定であるため、入れ替わり時期等を明確に定めていただきたい。	ある外国が本規則案に適合するか否かについては、当委員会において審議の上決定し、本規則案に適合すると認められる具体的な外国の名称については、告示で定めて当委員会 HP に掲載することを予定しています。指定する外国に入れ替わりがあった場合も同様です。 (パブリックコメント No.2)